

大阪スマートエネルギーパートナーズ設置要綱

(目的)

第1条 大阪スマートエネルギーパートナーズ（以下「本パートナーズ」という。）は、スマートエネルギー分野について、関西圏に拠点を有する企業等を対象に、商品化や共同研究等のビジネスマッチング等を行い、中小企業の参入、新技術の開発を促進して、新市場の創造、新ビジネスの創出を図ることを目的として設置する。

(定義)

第2条 大阪スマートエネルギーパートナーズ設置要綱（以下「本要綱」という。）で用いる用語を次の各号のとおり定義する。

(1) スマートエネルギー分野

蓄電池や蓄熱等の蓄エネルギー技術のほか、燃料電池や太陽光発電等の創エネルギー技術、LED・熱利用等の省エネルギー技術、風力発電やバイオマス発電等の新エネルギー技術及び環境負荷低減に資する情報通信技術などを用いたビジネスに関連する分野

(2) パートナー企業

第5条に掲げる入会手続きを有効に行った者

(3) 大手・中堅企業

中小企業基本法第2条第1項に規定する「中小企業」以外の企業

(4) 提案者

本パートナーズの主旨を理解し、第7条に掲げる技術提案を行った企業や研究機関等

(5) 関西圏

大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県

(組織)

第3条 本パートナーズは、大阪府とパートナー企業により構成する。なお、本パートナーズ事務局（以下「事務局」という。）は、大阪府商工労働部成長産業振興室産業創造課に設置する。

(活動)

第4条 本パートナーズは、スマートエネルギー分野における次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 提案者からの技術提案に基づく商品化や共同研究等のビジネスマッチング
- (2) セミナー、研究会等の開催
- (3) パートナー企業の募集、登録、企業名等の公表
- (4) 提案者の募集、登録
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本パートナーズの目的実現のために必要な活動

(入会手続)

第5条 本パートナーズに入会を希望する企業等は、「大阪スマートエネルギーパートナーズ入会申込書(様式第1号)」(以下「入会申込書」という。)に必要事項を記載し、事務局に提出する。

なお、パートナー企業として入会することができる企業は、原則として、関西圏に拠点を有する大手・中堅企業等とする。

2 前項の入会申込書の記載内容に変更が生じた場合、当該申込者は速やかに「大阪スマートエネルギーパートナーズ変更内容通知書(様式第3号)」(以下「変更内容通知書」という。)により当該変更事項を事務局に通知する。

3 事務局は、入会申込書又は変更内容通知書の内容を確認後、速やかに当該入会申込書又は変更内容通知書を受け付けた旨を当該企業に通知するとともに、企業名等の公表を行う。

4 本パートナーズへの入会費用は無料とする。

(退会手続)

第6条 パートナー企業が、本パートナーズからの退会を希望する際には、「大阪スマートエネルギーパートナーズ退会通知書(様式第4号)」により事務局に通知する。

2 本パートナーズの目的に反する活動を行ったパートナー企業については、事務局の判断で退会させることができる。

(技術提案)

第7条 技術提案を行う者は、「技術提案書(様式第2号)」(以下「技術提案書」という。)に提案技術の概要及び提案希望先の業種、並びにその他必要事項を記載し、事務局に提出する。

2 事務局は、前項の技術提案書の内容を確認後、速やかに技術提案を登録した旨を当該企業に通知する。

3 技術提案書の記載内容に変更が生じた場合、当該提案者は速やかに技術提案書を再提出するものとする。

4 技術提案書を取り下げる場合は、当該提案者は速やかに事務局に通知する。

5 前各項に定めるもののほか、技術提案の募集に関し必要な事項は、別途、定める。

(アドバイザー)

第8条 大阪府は、本パートナーズ及びおおさかスマエネインダストリーネットワークの事業運営にあたり、専門性が高い分野における適切なビジネスマッチング等を図るため、アドバイザーを置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、別途、規約により定める。

(協力機関・団体)

第9条 大阪府は、本パートナーズの運営にあたり、ビジネスマッチングの促進等を図る

ため、関係する機関・団体（以下「協力団体等」という。）に協力を求めることができる。

（交渉及び契約締結等）

第10条 本パートナーズは、第1条の目的を達成するため、パートナー企業及び提案者（以下「参加企業等」という。）のマッチングの場を設けるものであり、それ以降の個別の具体的な交渉や契約締結等については、提案者と提案を受けた企業の当事者双方が合意のもとで行う。

（情報の管理）

第11条 大阪府、アドバイザー、パートナー企業及び提案者（以下「関係者」という。）は、関係者が本パートナーズの運営等で知り得た企業等の情報（以下「開示情報等」という。）を、第1条に規定する目的にのみ使用することとする。

2 関係者は、開示情報等を当該情報開示者の了解を得ずに第三者へ提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- （1）開示を受けた際、既に自ら所有していたもの
- （2）開示を受けた際、既に公知、公用であったもの
- （3）開示を受けた後、自らの責によらずして公知、公用となったもの
- （4）第三者から秘密保持義務を負うことなしに正当に開示を受けたもの
- （5）相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得したもの
- （6）書面により事前の相手方の同意を得たもの

3 大阪府は、開示情報等を協力団体等に開示する場合は、当該協力団体等と情報管理や取扱方法に関する覚書を締結する。ただし、当該情報開示者の事前の同意を得た場合にはこの限りでない。

4 前項により協力団体等と覚書締結の場合、大阪府は参加企業等に、当該協力団体等の団体名、組織等の情報を開示する。

（要綱の変更）

第12条 大阪府は必要に応じ、本要綱の変更ができる。本要綱の変更を行った場合は、参加企業等及び協力団体等に通知する。

（雑則）

第13条 本要綱に定めるもののほか、本パートナーズの運営に必要な事項は、事務局が別途定める。

（附 則）

本要綱は、平成23年8月18日から施行する。

（附 則）

本要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(附 則)

本要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附 則)

本要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附 則)

本要綱は、平成31年3月28日から施行する。